

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務基礎項目評価書【令和7年12月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務【令和7年12月31日終了】
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及び子ども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】 (2)令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務【令和6年12月31日終了】 (3)令和6年度経済対策給付金及び子ども加算の支給事務【令和7年12月31日終了】 (4)令和7年度調整給付金(不足額給付)の支給事務【令和7年12月31日終了】
③システムの名称	臨時特別給付金システム、統合宛名システム、個人住民税システム、住民記録システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル、調整給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表135の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 表の135の項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古河市 福祉部 福祉推進課臨時特別給付金対策室
②所属長の役職名	臨時特別給付金対策室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 福祉部 福祉推進課臨時特別給付金対策室 茨城県古河市駒羽根1501番地 電話0280-92-9541
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>統合宛名番号で管理を行っており、業務システムや書類に個人番号を入力・記載することはないが、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤った個人の特定個人情報を照会しないよう、国から支給された算定ツールを用いて情報照会する対象者を特定し、複数人で確認のうえ照会を行っている。 ・業務システムへの対象者情報の取込みについて、複数人で確認したうえで登録している。 ・団体内統合宛名番号や本人情報を含む電子媒体、書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	臨時特別給付金システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	1. ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及びこども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及びこども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(3) 令和6年度経済対策給付金及びこども加算の支給事務</p>	事前	
令和7年3月31日	4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 表の135の項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条	事前	
令和7年3月31日	しきい値判断項目1	令和6年6月3日 時点	令和6年12月13日 時点	事前	
令和7年3月31日	しきい値判断項目2	令和6年6月1日 時点	令和6年12月13日 時点	事前	
令和7年3月31日	9. 規則第9条第2項の適用	適用した本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされているため。	事前評価のため削除	事前	
令和7年6月26日	1. ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及びこども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(3) 令和6年度経済対策給付金及びこども加算の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及びこども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(3) 令和6年度経済対策給付金及びこども加算の支給事務</p> <p>(4) 令和7年度調整給付金(不足額給付)の支給事務</p>	事前	
令和7年6月26日	しきい値判断項目1	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点	事前	
令和7年6月26日	しきい値判断項目2	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点	事前	
令和8年3月31日	1. ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及びこども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(3) 令和6年度経済対策給付金及びこども加算の支給事務</p> <p>(4) 令和7年度調整給付金(不足額給付)の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和6年度新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)(1世帯10万円)、及びこども加算(児童1人あたり5万円)の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和6年度定額減税を補足する調整給付金の支給事務【令和6年12月31日終了】</p> <p>(3) 令和6年度経済対策給付金及びこども加算の支給事務【令和7年12月31日終了】</p> <p>(4) 令和7年度調整給付金(不足額給付)の支給事務【令和7年12月31日終了】</p>		